

# 1. 相談窓口

## 総合窓口



相談窓口

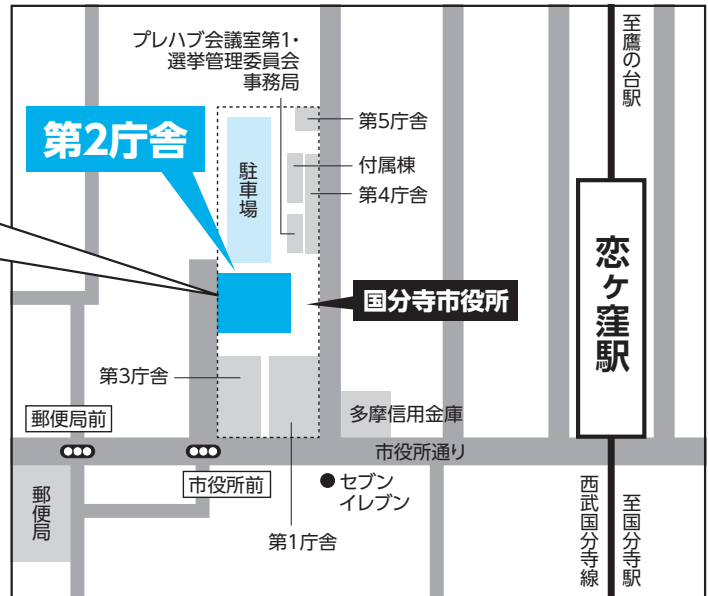
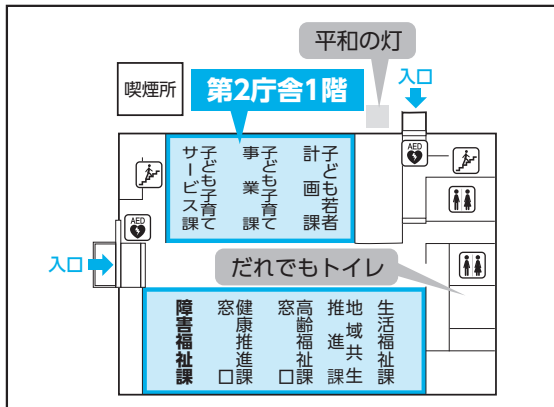
### 障害福祉課 身 知 精 難

市の障害者福祉についての総合窓口です。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、各種福祉制度の申請受付や相談を行っています。

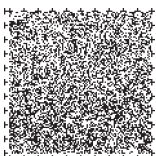
〈問合せ〉〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1  
 国分寺市役所第2庁舎1階（下記の案内図をご参照ください）  
 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831  
 メール syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp  
 ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>  
 twitter @koku\_syoufuku  
 〈窓口時間〉午前8時30分～午後5時  
 ※閉庁日⇒土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

- 計画係⇒●障害者計画及び障害福祉計画に関すること ●障害を理由とする差別の解消の推進に関することなど
- 生活支援係⇒●身体障害者手帳、愛の手帳に関すること ●各種手当・各種医療費助成に関することなど
- 相談支援係⇒●障害者等の福祉サービスの利用相談、障害支援区分認定調査に関すること ●精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）に関することなど
- 事業推進係⇒●障害者等の福祉サービスの支給決定・請求に関すること ●障害支援区分の認定に関することなど

### 国分寺市役所案内図 国分寺市役所（最寄駅：西武国分寺線 恋ヶ窪駅）



※オストメイト対応トイレは第1庁舎1階にあります。



## 地域活動支援センター

身 知 精 難

障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。

障害のある方とその家族を対象として、主に以下の事業を行っています。

- (1) 相談支援
- (2) 日中の活動の場の提供（創作活動など）
- (3) 地域で生活するために必要なことを学ぶ講座やプログラム
- (4) 地域との交流を通じた障害理解の促進

### 〈問合せ〉

施設名	設置主体	所在地	電話
地域活動支援センターつばさ	社会福祉法人 万葉の里	国分寺市泉町 2-3-8 障害者センター内 (127 ページ ①)	電話 (042) 321-1136 FAX (042) 321-1207
地域活動支援センター虹	社会福祉法人 けやきの杜	国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内 (127 ページ ②)	電話 (042) 324-7475 FAX (042) 324-7476
地域生活支援センタープラッツ	社会福祉法人 はらからの家福祉会	国分寺市南町 3-4-4 (127 ページ ③)	電話 (042) 323-5637 FAX (042) 328-3240

## 国分寺市障害者基幹相談支援センター

身 知 精 難

障害や難病のある方が、暮らしに関わる心配ごとや福祉サービスのことなどを総合的に相談できる窓口です。ご家族からの相談にも応じます。

また、精神科病院に長期入院している方や施設での生活が長い方が、地域で暮らせるように関係機関と連携して支援を行うほか、成年後見制度の普及・啓発に取り組みます。

地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域のネットワークをつくり、障害のある方が地域で安心して暮らすお手伝いをします。

〈開所時間〉 月～金曜：午前8時30分～午後7時まで／土曜：午前8時30分～午後5時まで

### 〈問合せ〉 国分寺市障害者基幹相談支援センター

〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-26 (KOCO・ジャム2階)

電話 (042) 320-1300 FAX (042) 313-8823

## 相談支援事業所

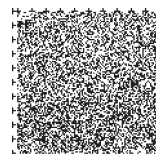
身 知 精 難

障害のある方の生活全般にわたる相談を受け付けます。

相談内容からご本人のニーズを整理し、サービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、事業所の利用調整などの必要な支援を行います。

※詳しくは「29ページ」をご覧ください。

※相談支援事業所の一覧については、「129～130ページ」をご覧ください。



相談窓口

- (1) 医療、教育、職業に関するあらゆる相談、指導
- (2) 身体障害者手帳の交付、補装具の判定、愛の手帳（18歳以上）の判定・交付
- (3) 高次脳機能障害のある方への生活、就労に関する相談などを行っています。



相談窓口

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～正午 午後1時～5時（祝日、年末年始を除く）  
（但し、高次脳機能障害専門相談は午後4時まで）

## 〈問合せ〉東京都心身障害者福祉センター

（本 所）〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

電話 (03) 3235-2946 FAX (03) 3235-2968

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/>

高次脳機能障害相談専用 電話 (03) 3235-2955 FAX (03) 3235-2957

※本所では高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害のある方への相談・支援を行っています。

（多摩支所）〒186-0003国立市富士見台2-1-1

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295

※多摩支所は改修工事のため平成30年3月12日（月）～平成31年7月（予定）まで、仮庁舎にて業務を行います。

仮庁舎 〒190-0012 立川市曙町3-7-10 都営曙町三丁目アパート1・2階

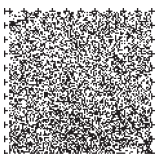
電話 (042) 521-1100 FAX (042) 522-2260

## とうきょう高次脳機能障害インフォメーション （東京都心身障害者福祉センター ホームページ内）

高次脳機能障害者の方の相談窓口、就労支援機関、受け入れ可能な通所施設・短期入所施設一覧、対応可能な医療機関一覧、当事者・家族会一覧、高次脳機能障害関連セミナー等開催情報など、高次脳機能障害に関するさまざまな情報を掲載しています。

市内  
では

地域活動支援センターつばさ（9ページ参照）が「高次脳機能障害者支援促進事業」（高次脳機能障害者の方やご家族に対する相談支援、関係機関との連携や広報・普及活動）を行っています。



# こころの健康相談

## 障害福祉課（精神保健相談）

精

担当窓口 障害福祉課相談支援係

●精神疾患や心の健康について、日常生活や病気とのつき合い方、家族の対応方法について精神科医師が相談をお受けしています（月1回実施、事前申込制）。

実施日は1日号市報または市ホームページに掲載します。

●市保健師による相談は随時実施しています。

〈相談時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話またはFAXで担当窓口へお申し込みください。

〈問合せ〉障害福祉課相談支援係

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831

## 東京都多摩立川保健所

精

精神障害者等に対する相談を行います。

- ・こころの健康相談 ・アルコールや薬物などの依存相談
- ・思春期・青年期のひきこもりなどの相談

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉東京都多摩立川保健所

〒190-0021 立川市羽衣町2-63（東京都立川保健衛生仮庁舎内）

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

## 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精

対人関係や心の病及びアルコール・薬物・思春期・青年期（引きこもり・不登校等）・高齢者問題などでお悩みの方の相談を電話や、面接（無料・予約制）でお受けします。

〈問合せ〉東京都立多摩総合精神保健福祉センター

〒206-0036 多摩市中沢2-1-3

「こころの電話相談」月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

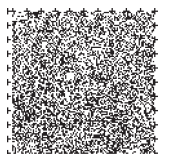
電話 (042) 371-5560 FAX (042) 376-6885

「夜間こころの電話相談」毎日 午後5時から午後10時まで（受付は午後9時30分まで）

電話 (03) 5155-5028



相談窓口



東京都在住で、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）のある方とその家族、関係機関等からの電話相談のほか、来所面接による相談支援・発達支援・就労支援を行います。



相談窓口

〈対象〉 都内在住の発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）のある方とその家族。また、関係機関の方。

〈窓口時間〉 月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

〈問合せ〉 東京都発達障害者支援センター

〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

電話 (03) 3426-2318 FAX (03) 3706-7242

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>

市内では

地域活動支援センターつばさ（9ページ参照）が「発達障害者理解促進等事業」（成人期の発達障害の方を対象に相談支援、支援者・家族向けの講演会や相談会の実施）を行っています。

## 難病の方の相談

### 東京都難病相談・支援センター

難

東京都難病相談・支援センターは、地域で生活する難病患者さんの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者さんの療養生活を支援しています。

※東京都難病相談・支援センターは、学校法人順天堂へ事業を委託し運営しています。

#### ●主な事業内容

##### 1. 難病療養相談及び就労相談（電話・面接）

難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）による相談を行っています。

##### 2. 難病医療相談会（要予約）

専門医による医療相談会を開催しています。

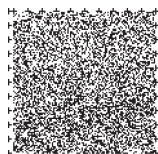
##### 3. 難病医療講演会（要予約）

専門医による講演会を開催しています。

##### 4. 情報提供

###### ・日常生活用具展示コーナー

特殊ベッドや吸入器・吸引器等、療養のための日常生活用具を展示しています。



・難病情報資料コーナー

難病に関する資料等を閲覧できます。

**5. 疾病別ピア相談（電話・面接）** ※東京都難病ピア相談室（東京都広尾庁舎内）で実施  
日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。

**6. 患者・家族交流会** ※東京都難病ピア相談室（東京都広尾庁舎内）で実施  
患者さん同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。

※東京都難病ピア相談室は、東京都が患者団体へ事業を委託し運営しています。

〈受付時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談業務は午前10時～午後4時

〈問合せ〉東京都難病相談・支援センター

〒113-8431 文京区本郷3-1-3 順天堂大学医学部附属順天堂医院 1号館 2階

電話 (03) 5802-1892 (直通)

ピア相談・患者交流会については、

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎

電話 (03) 3446-0220 (相談専用) 電話 (03) 3446-1144 (予約・問合せ)

FAX (03) 3446-0221

## 東京都多摩難病相談・支援室

難

難病相談支援員による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行っています。来所による相談は、事前に予約が必要です。

〈対象〉東京都内在住の難病患者および家族

〈受付時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談事務は午前10時～午後4時

〈問合せ〉東京都多摩難病相談・支援室

〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1 東京都立神経病院 2階

電話 (042) 323-5880 (直通)

## 難病患者療養相談

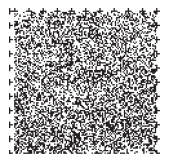
難

安心して療養生活を送れるように、保健師や理学療法士、栄養士、歯科衛生士が家庭訪問や電話、所内面談などにより家庭での介護やリハビリ、介助用品など療養上の相談を行っています。

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



相談窓  
口

専門医・保健師・ケースワーカー等と協力して難病医療相談を行っています。

〈対 象〉 東京都内在住の難病患者および家族

〈相談日時〉 毎月第2木曜日 午後3時～（8月・1月を除く）

※電話による事前予約制（平日午前9時30分～正午まで受付）。当日予約不可。

〈費 用〉 無料

〈問 合 せ〉 東京都医師会

〒101-8328 千代田区神田駿河台2-5

電話 (03) 3294-8821



相談窓口

## 子どもの相談

国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ

身知精難

市内在住の18歳未満のお子さんとお子さんの発達に不安をもつご家族とその関係者を対象に、お子さんの発達や子育てに関する総合的な支援を行います。

### （1）相談

18歳未満のお子さんとその保護者を対象に、公認心理師等による発達についての相談を行います（心理相談）。また、医師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等の専門職による相談が受けられます（専門相談）。

そのほか、18歳未満のお子さんを対象に、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスの利用をするための利用計画の作成及び障害福祉サービス利用等についての相談を行います（障害児相談支援・特定相談支援）。

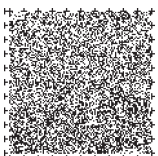
### （2）発達支援

支援の方向性を保護者と一緒に考え、他関係機関の紹介を含めてお子さんに合った支援を提案します。親子の遊びの教室、集団指導教室、就学前の小グループ活動、特別支援教育や就学に関する情報提供等を行っています。

「通園教室（療育）」は、児童福祉法に規定する児童発達支援事業です。

### （3）地域支援

関係機関（保育園、幼稚園、学校等）との連携、研修会の開催、講師派遣、通園教室での実習受け入れ等、地域全体で支援するための取組を行っています。



### （4）利用料金

「通園教室（療育）」のみ、有料（所得に応じて異なります）。他の事業は無料です。

〈開館時間〉月～金曜日の午前8時30分～午後5時  
※休館日⇒土・日・祝日・年末年始（12/28～1/3）

〈問合せ〉国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ  
〒185-0003 国分寺市戸倉3-1-1  
電話 (042) 325-0070 / (042) 323-7912  
相談支援 (042) 323-7970

## 国分寺市立子ども家庭支援センター ぶんちっち

身 知 精 難

市内にお住まいの18歳未満のお子さん自身、その保護者や子育てにかかわるすべての方からの相談に応じています。

お子さんに関わる悩み、子育てに関する心配、不安など専門職員が随時お受けしています。来館、電話どちらでもかまいません。（面接は予約していただくとお待たせしません。）

**かるがも相談**：要予約。子育てを通じての不安や悩みを面接にて専門職員がお受けします。お子さんを預けての相談も可能です。毎月第4土曜日の午前10時から正午に相談が出来ます。※事前に電話で申し込みをしてください。

**助産師と話そう**：妊娠中のこと、授乳や育児、赤ちゃんのいる暮らしのことなどを毎月第4木曜日（変更する場合あり）の午前10時から正午に助産師を囲んで話してみませんか。体重測定もできます。

※受付⇒午前9時45分～10時45分

〈開館時間〉火～土曜日の午前9時30分～午後5時（第2・4木曜日は午後1時まで）  
※休館日⇒日・月・祝日・年末年始

〈問合せ〉国分寺市立子ども家庭支援センター ぶんちっち  
〒185-0034 国分寺市光町3-13-20  
電話 (042) 572-8138 FAX (042) 572-0481

## 東京都小平児童相談所

身 知 精 難

18歳未満の子どもについてあらゆるご相談をお受けしています。また、必要な助言や通所指導及び一時的保護や児童福祉施設への入所などの措置を行います。

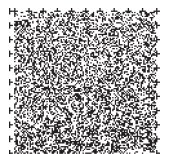
〈相談方法〉電話などで相談日時を予約してください。

### 〈窓口時間〉

月～金曜日 午前9時～午後5時（児童虐待等の相談や通報等緊急性のある場合は夜間、土・日曜日、祝日も受け付けます。）

### 〈問合せ〉東京都小平児童相談所

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24（東京都多摩小平保健所庁舎3階）  
電話 (042) 467-3711 FAX (042) 467-5241  
夜間休日緊急連絡ダイヤル 電話 (03) 5937-2330  
児童相談所全国共通ダイヤル 189（24時間365日受け付け）



相談窓口



# 都立小児総合医療センター（子どもの精神保健相談）

精

幼児期から高校生までの行動や心の問題、発達障害、精神疾患などについて、心理職の専門相談員が電話での相談に応じます。



相談窓口

〈相談日時〉月～木曜日、午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉都立小児総合医療センター こころの電話相談室  
電話 (042) 312-8119（直通）

## その他の窓口

### 障害者虐待の相談窓口

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

平成24年10月に、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として「障害者虐待防止法」が施行されました。

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。

障害者への虐待に関わる通報や相談は、国分寺市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）までお寄せください。

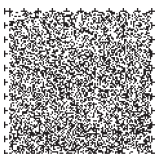
### 対象となる障害者

障害者虐待防止法では、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）のある人やそのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（18歳未満の人も対象になります）※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

### 障害者虐待の種類

養護者や障害者福祉施設従業者、使用者によって行われる障害者虐待には、以下のような種類があります。虐待をしている自覚が本人にはない場合や、虐待されていても障害のある方自らがSOSを訴えないこともありますので、虐待発見のためには小さなサインを見逃さないことが大切になります。

身体的虐待	障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障害者に無理やり（同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



虐待に気づいたらすみやかに通報、相談を！

## 国分寺市障害者虐待防止センター

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 (国分寺市役所第2庁舎1階)

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している方などが抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



相談窓口

## 聴覚障害のある方の相談 **身**

聴覚障害全般についての相談（生活相談・精神保健相談・きこえの相談・ピアサポート）、聴覚障害や手話に関する情報提供を行っています。

また、「聴覚障害ってどういうこと?」「どのように対応すればいい?」といった、聴覚障害との関わり方や環境整備等に関するご相談もお受けします。

〈利用時間〉 火～土曜日 午前10時～午後5時（金曜日は午前10時～午後7時）

〈問合せ〉 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp (FAXとEメールは24時間受付)

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

## 知的障害者青年期相談「明るい相談室」 **知**

知的障害者の就労、就学、日常生活、対人関係、異性問題などについて相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

※来所でのご相談は電話で日時を予約してください。

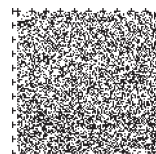
〈相談日時〉 月～木曜日 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

〈費用〉 無料

〈問合せ〉 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会事務局内

〒160-0023 新宿区西新宿8-3-39 STSビル3F

電話 (03) 5389-2600 FAX (03) 5389-4090



国分寺市社会福祉協議会は、さまざまな社会福祉に関する事業を企画・実施するとともに、地域の福祉課題の解決に取り組む民間の団体です。

生活・就労に関する総合的な相談などを行っています。



相談窓口

## 〈問 合 せ〉社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 国分寺市戸倉4-14 (福祉センター内)

電話 (042) 324-8311 FAX (042) 324-8722 ホームページ <http://www.ko-shakyo.or.jp>

## 権利擁護センターこくぶんじ (成年後見制度利用支援事業)

### 成年後見制度とは？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を守る制度です。成年後見人等がその方の意思を尊重し、その方に代わって財産管理や契約行為を行います。判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と元気なうちに後見人や将来のことを決めておく「任意後見制度」があります。

#### ■成年後見制度の利用に関する相談

⇒制度の説明や申立ての手続きの相談をお受けし、必要に応じ専門相談につなげます。

#### ■後見人等候補者のご紹介

⇒専門家による第三者の後見人等をご希望の方に弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家をご紹介します。

#### ■後見人等のサポート

⇒後見人やこれから後見人になろうとする人に対して研修や相談等に応じます。

#### ■成年後見制度の普及・PR

⇒制度の理解を深めていただくため、講座や講演会を実施します。

## 〈問 合 せ〉社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

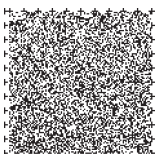
権利擁護センターこくぶんじ 〒185-0032 国分寺市日吉町3-29-24

電話 (042) 580-0570 FAX (042) 576-7081

メール [soudan@ko-shakyo.or.jp](mailto:soudan@ko-shakyo.or.jp) ホームページ <http://www.ko-shakyo.or.jp>

民生（児童）委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神のもと、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助活動を行っています。

※民生委員は児童委員も兼ねていることから「民生委員・児童委員」と呼ばれています。お住まいの地域を担当する民生（児童）委員の連絡先は、地域共生推進課までお問い合わせください。



〈問 合 せ〉地域共生推進課 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 325-9026